

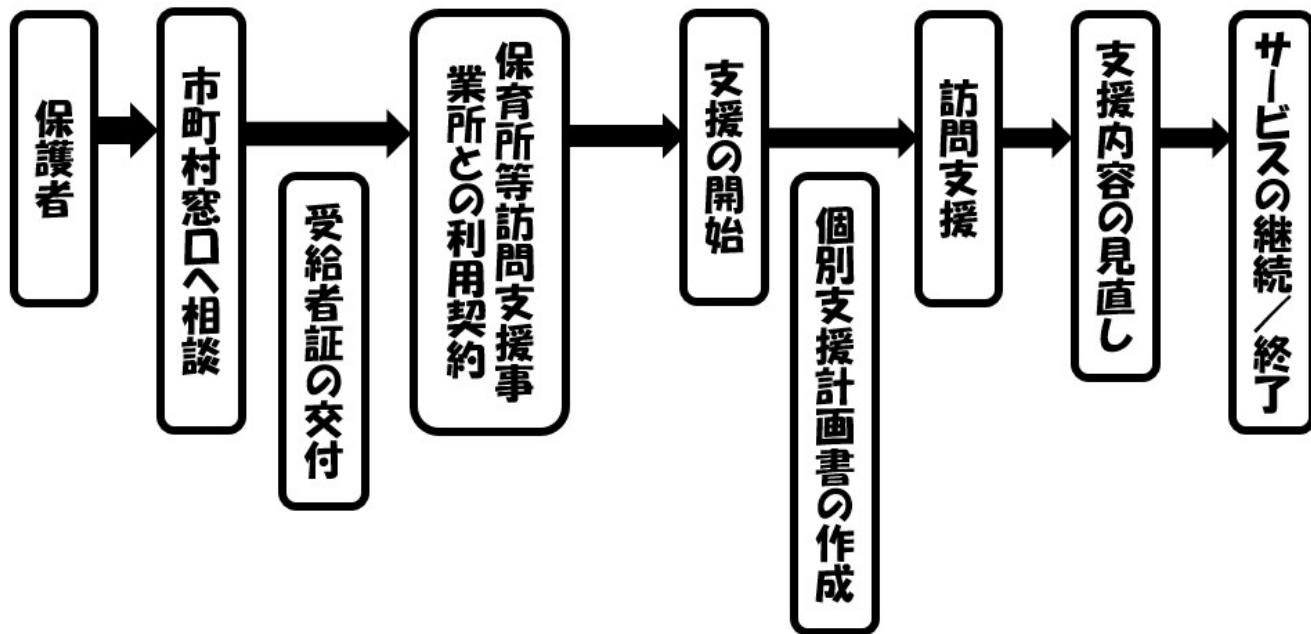


保育所等訪問支援事業について

<内容>

保育士、リハビリスタッフ、看護師、心理士など療育の専門職が、保育所や小学校等を訪問し、障がいのあるお子さんが集団生活に適應することができるよう、お子さんやその家族、保育所等のスタッフに対し専門的な支援を行います。

<手続き・サービス利用の流れ>



<対象者>

希望が丘こども医療福祉センターの外来、リハビリ、児童発達支援センターきらりを現在利用中、又は過去に利用したことのある児童を原則とします。

※事業の利用にあたっては、市町村に利用の申請を行い、市町村の支給決定を受けることが必要となります。

<対象地域>

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡の各区域にお住まいの方を原則とします。

<費用について>

国が定めた自己負担額（原則一割負担）が発生します。詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

<問い合わせ先>

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター
児童発達支援センターきらり
TEL: 058-201-0087
〒502-0931 岐阜市則武1816-1

